

○椎葉村木造住宅建築支援事業補助金交付要綱

(平成13年3月14日要綱第6号)

改正 平成19年3月12日要綱第5号 平成19年12月10日要綱第13号
平成22年11月17日要綱第17号

(目的)

第1条 この要綱は、木材の振興、後継者対策及び地域振興に寄与するため、世帯主若しくは建物の登記名義人又は課税台帳記載されている者（以下「建築物等の所有者」という。）が行う新築・増築・改築等の材料代に対しこの要綱の定めるところの予算の範囲内で、補助金を交付することを目的とし、その交付については、椎葉村補助金等の交付に関する規則(昭和48年8月1日規則第11号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助の条件)

第2条 補助の条件は、建物等の新築・増築・改築等を行う場合において、次の各号に掲げる事項に該当するものであること。

- (1) 村産材を使用する新築・増築・改築等。ただし門扉、塀、柵を除く。
- (2) 椎葉村内の建物（居宅（居住範囲のみ）とそれ以外の建物（以下「店舗等」という。））とする。ただし、共同住宅、寄宿舍、事務所、工場、倉庫、車庫、発電所及び変電所等は店舗等に含まない。
- (3) これまでに補助対象となっていない建物。ただし、過去の補助金が限度額の範囲内のものについては除く。

2 補助金交付については、居住と店舗等それぞれ原則1回とする。ただし、過去の補助金が限度額の範囲内であり、審査委員会において補助対象として承認されたものについてはその限りでない。

(補助対象者)

第3条 この要綱に基づく補助対象者は次のとおりとする。

- (1) 建物の新築・増築・改築の際に本村に住所を有し、ひきつづき5年以上居住見込みの者
- (2) 同一建物に複数の所有者が存在する場合については、共有者全員の合意に基づく代表者。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、居住・店舗等それぞれ新築・増築・改築等の材料代とし、200万円を限度とする。ただし、10万円未満は補助対象経費としない（建物が複数ある場合も同様とする。）。

(補助率)

第5条 補助率は、補助対象経費の2分の1以内とし、補助金の交付額に1,000円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。

2 木材を取り扱う業者によって以下のとおり補助率をかえるものとする。

木材取扱業者等	補助率
村内製材所（購入・賃引）、村内耳川広域森林組合 木材加工センター	2分の1以内
上記以外で村産材を使用していることを証明することができる木材業者等	3分の1以内

(補助金交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとするもの(以下「申請者」という。)は、補助金

交付申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）を村長に提出しなければならない。

2 申請書には、事業収支予算書、及び事業計画書並びに次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 見積書（各村内製材所、森林組合等）
- (2) 設計図
- (3) その他村長が必要と認める書類
（審査委員会）

第7条 前条第2項に規定する事項を審査するため審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 前項の委員会は、委員若干人をもって組織する。

3 委員は副村長並びに総務課長、農林振興課長、福祉保健課長、建設課長で構成する。

4 委員会に会長をおき、会長は副会長とする。

5 会長は、会務を総括する。

6 委員会は必要に応じ、随時副村長が招集する。

（補助金の交付決定通知）

第8条 村長は、補助金の交付申請があつた場合は、当該申請に係る書類等を審査し補助金を交付すべきと認めたときは速やかに補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（計画変更承認申請書等）

第9条 申請者は、事業計画の内容を変更する場合又は、事業を中止しようとするときは、変更承認申請書（様式第3号）を村長に提出しなければならない。

（実績報告）

第10条 申請者は、工事が完了した時は、工事完了の日から30日以内又は工事完了の年の年度末のいずれか早い時期までに補助事業の事業完了報告書（様式第4号）（以下「報告書」という。）を村長に提出しなければならない。

2 報告書には、事業収支精算書、事業実績書及び次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 材料の請求書または領収書等数量が確認できる書類
- (2) 木材を使用していることが確認できる写真及び着工前と着工後の写真

（補助金交付額の確定通知）

第11条 村長は、前条により提出された報告書の審査及び材料の検査をし、補助事業の成果が補助金の交付決定内及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、補助金の確定通知書により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第12条 申請者は、前条に規定する補助金の確定通知書を受けたら補助金の請求を村長にするものとする。

2 村長は、前項の規定による申請者の請求に基づき補助金を交付する。

（書類の提出部数及び様式）

第13条 村長に提出する書類は1部とし、その様式は別紙で定めるところによる。

（雑則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月12日要綱第5号)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年12月10日要綱第13号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則(平成22年11月17日要綱第17号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

様式第1号(第6条関係)

補助金交付申請書

[別紙参照]

様式第2号(第8条関係)

補助金交付決定通知書

[別紙参照]

様式第3号(第9条関係)

事業内容変更承認申請書

[別紙参照]

様式第4号(第10条関係)

事業完了報告書

[別紙参照]